

特殊詐欺（二セ電話詐欺）被害防止のための

自動通話録音装置を無料で貸し出します！！

特殊詐欺や悪徳商法による消費者トラブルは年々増加し、その被害の多くが電話による勧誘をきっかけとして発生しています。

そこで、市では特殊詐欺や悪徳商法等からの消費者被害の未然防止を図ることを目的として、自動通話録音装置を無料で貸し出します。



① 対象者・申請方法

1. 対象者 市内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当するもの
1) 高齢者（65歳以上）のみの世帯（単身者世帯を含む）の者
2) 日中において、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の者
3) 過去に特殊詐欺被害に遭われた方など市長が特に必要と認める者
2. 申請方法 申請書を市民協働課又はもしくは各地区公民館まで提出してください。
※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。
3. 備考 台数には限りがありますので、貸与することができない場合があります。

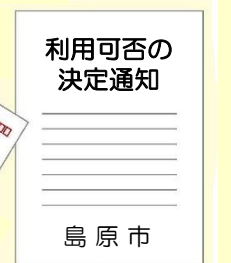
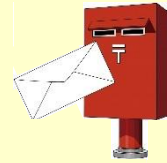
② 設置完了までの手順

申請書に必要事項を記載

市民協働課もしくは各地区公民館まで持参。
※土日祝日を除く 8時30分～17時15分

審査の結果、利用の可否について市から決定通知を郵送します。
※申請者多数の場合は抽選となります。

利用が決定した方のお宅に職員が伺い、機器のご説明及び取付を行います。



※使用上の注意事項等について

1. 本機は、ナンバーディスプレイなしでも使用可能ですが、その場合、非通知電話着信拒否機能などの一部の機能が利用できません。
2. 本機は、電話による詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止するための機器であり、その他の用途による使用、転貸及び売却はできません。
3. 本機は、島原市以外の場所で使用することはできません。
4. 本機が不要となった際は、市民協働課へ返却してください。

③ 機器の説明

1. 警告メッセージ機能

着信前に「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動的に録音されます。」とアナウンスを流し、振り込め詐欺を抑止！

2. 高音質自動通話録音機能

録音時間は、60時間または2000件分の通話録音が可能で、これを超えると古いデータから上書きされます。micro SDカード（最大32GB）を使用し、音声を取り出すことができます。

3. 大変だあ〜!!! ボタン

万が一のとき、「大変だあ〜!!! ボタン」を押すことで、あらかじめ登録された4箇所の電話番号に自動発報します。振り込め詐欺以外にも、泥棒に鉢合わせしてしまったときや急な体調不良など、緊急のときにボタンを1回押すだけで身の危険を第三者にお知らせします。

4. 非通知電話着信拒否機能 ※

非通知電話からの着信を取り次がないようにすることができます。（※この機能を使用するには、ナンバー・ディスプレイへの加入が必要です。）

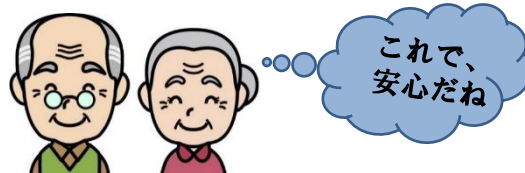
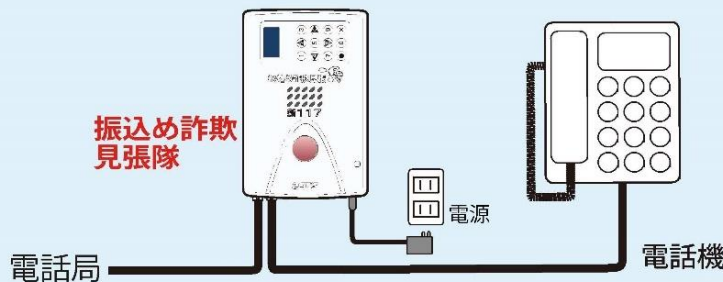
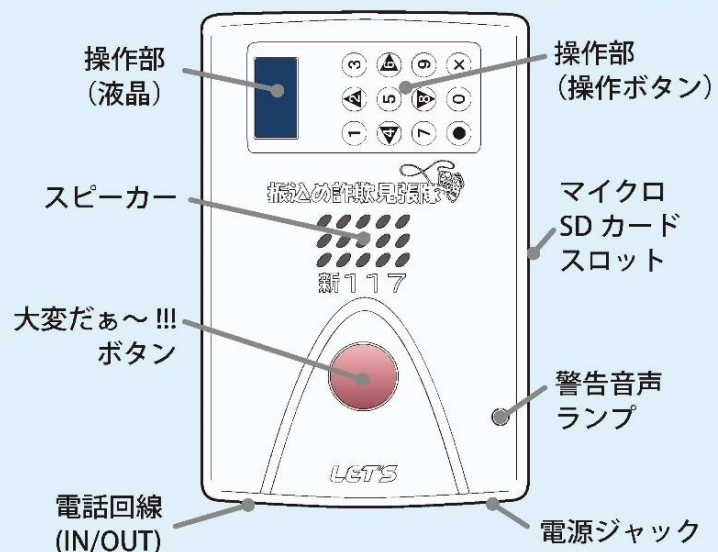
5. 着信許可・着信拒否機能 ※

「拒否電話帳」に登録した番号に対して、着信を拒否することができます。「許可電話帳」に登録した番号に対して、着信時に警告音声を流さないようにすることができます。（※この機能を使用するには、ナンバー・ディスプレイへの加入が必要です。）

6. 受話器はずれ防止機能

受話器はずれ（戻し忘れ）により、話し中になることを防ぐことができます。音声で「受話器がはずれています。」とアナウンスします。

※液晶モニタ・操作ボタン部分には蓋があります。



《装置の利用イメージ》

着信前にアナウンスを流し、振り込め詐欺を抑止！



自動でアナウンス
「この電話は振り込め詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動録音されます」



それでも電話がかかってきた場合は、すべての会話を録音します！



高音質で自動録音
「すぐに示談金を振り込んで...」

【お問い合わせ先】

島原市役所 市民部 市民協働課 (本庁舎1階)

〒855-8555 島原市上の町537番地

TEL: 0957-63-1111 内線342・343